

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                      |
|-------|---|
| 24    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

湯前町長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施、予診票の配布等の事務を行う。<br>具体的には、<br>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定<br>②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)<br>③照会申請による予防接種履歴の照会<br>④委託料の支払い<br>⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等<br>⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給<br>※①予防接種対象者の選定、②予防接種実施の登録、③予防接種履歴の照会のうちワクチン接種記録システム(VRS)に関する一部の事務は【令和8年3月31日終了】 |
| ③システムの名称                 | ①健康管理システム<br>②団体内総合宛名システム<br>③中間サーバー<br>④ワクチン接種記録システム(VRS)【令和8年3月31日終了】<br>⑤サービス検索・電子申請機能<br>⑥ガバメントクラウド<br>⑦EUCシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 予防接種台帳                   |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第1項 別表126の項<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>【情報照会】153の項<br>【情報提供】153.154の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 湯前町役場 保健福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 保健福祉課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |

|   |  |
|---|--|
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |  |
| 請求先   | 湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111 |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>   |  |
| 連絡先   | 湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1984 0966-43-4112 |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人以上 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人でのチェックなどを行い、人為的ミスが発生しないよう、対策を講じている。 |   |

|   |  |
|---|--|
| <b>9. 監査</b>  |  |
| 実施の有無   | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>                               |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>   |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                      | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>  |
| 判断の根拠   | <p>アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。アクセス権限の管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>   |

